兵庫県後期高齢者医療広域連合告示第１３号

地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第５８条の２及び兵庫県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１９年条例第２１号）第４条の規定に基づき、平成２４年４月１日から平成２５年３月３１日までの兵庫県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

平成２５年１０月１７日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長　矢　田　立　郎

１　職員の任免及び職員数に関する状況

広域連合の職員は、地方自治法第２５２条の１７の規定に基づく県内関係市町からの派遣職員で構成されており、職員は派遣元市町と広域連合との身分を併せて有しています。

（１）職員の任免

平成２４年４月１日に県内６市の職員のうち７名、４月２３日に県内１市の職員のうち１名を兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局の職員に任命しました。

平成２４年３月３１日に７名、平成２４年４月２２日に１名を兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局の職員の任命を解除しました。

（２）職員数（平成２４年４月１日現在）

３０名

２　職員の給与等人件費の状況

職員の給与等は、派遣元市町の規定に基づき、派遣元市町が職員本人に支給し､広域連合が派遣元市町に対してその支給額相当分を負担金として支出しています。

３　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（１）職員の勤務時間（平成２４年４月１日現在）

開始時刻	終了時刻	休　憩　時　間	１週間の勤務時間
午前８時４５分	午後５時３０分	午後０時から午後１時	３８時間４５分

（２）週休日（勤務時間を割り振らない日）　　日曜日及び土曜日

（３）休日（正規の勤務時間においても、勤務することを要しない日）

・国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する

休日

（４）休暇・休業制度の状況

派遣元市町の規定によります。

４　職員の分限及び懲戒処分の状況

該当はありません。

５　職員の服務の状況

（１）職務専念義務免除の状況

平成２４年度における承認件数は６３件です。

（うち、派遣元研修の参加によるもの１９件、派遣元健康診断の参加によるもの３９件）

（２）営利企業等従事許可の状況

該当はありません。

６　職員の研修及び勤務成績の評定の状況

（１）職員の研修の状況

派遣元市町において行われる研修に参加し、人材育成を図っています。

広域連合における研修については、兵庫県市町村振興協会が主催するパソコン研修に４名、兵庫県市町振興課が主催する実務担当者研修に１名が受講しました。

（２）勤務成績の評定の状況

勤務成績の評定については、派遣元市町の人事評価の規定により、派遣元市町が行います。

７　職員の福祉及び利益の保護の状況

（１）職員の健康管理

各種健康診断等の厚生事業については、派遣元市町において実施しています。

（２）公務災害補償の状況

該当はありません。

（３）勤務条件に関する措置要求の状況

該当はありません。

（４）不利益処分に関する不服申立ての状況

該当はありません。